

建築士免許の紛失・登録事項に関する変更時の届出について

建築士免許を紛失した場合は、遅滞なく申請が必要です。また、建築士免許の登録事項に変更が生じた場合は、変更があったその日から30日以内に届出等が必要です。

建築士法（昭和25年法律第202号）抜粋

（住所等の届出）

- 第5条の2 一級建築士、二級建築士又は木造建築士は、一級建築士免許証、二級建築士免許証又は木造建築士免許証の交付の日から30日以内に、住所その他の国土交通省令で定める事項を、一級建築士にあつては国土交通大臣に、二級建築士又は木造建築士にあつては免許を受けた都道府県知事及び住所地の都道府県知事に届け出なければならない。
- 2 一級建築士、二級建築士又は木造建築士は、前項の国土交通省令で定める事項に変更があつたときは、その日から30日以内に、その旨を、一級建築士にあつては国土交通大臣に、二級建築士又は木造建築士にあつては免許を受けた都道府県知事及び住所地の都道府県知事（都道府県の区域を異にして住所を変更したときは、変更前の住所地の都道府県知事）に届け出なければならない。
- 3 前項に規定するもののほか、都道府県の区域を異にして住所を変更した二級建築士又は木造建築士は、同項の期間内に第一項の国土交通省令で定める事項を変更後の住所地の都道府県に届け出なければならない。

建築士免許証（免許証明書）は、士法に基づき国土交通大臣又は都道府県知事から交付された（預かった）公文書です。決して無くさないよう大切に保管してください。使用しなくなったら、国又は県に返納しなくてはなりません。

建築士法施行規則 抜粋

第一章の二 免許

（免許の申請）

免許申請書、本籍の記載のある住民票の写し、その他参考となる事項を記載した書類を添え、国土交通大臣に提出。

免許申請書には、顔写真（申請前6ヶ月以内に撮影。無帽、正面、上半身、無背景。縦4.5cm横3.5cm。裏面に氏名及び撮影年月日を記入）「一級建築士免許証用写真」を貼付。

（免許証の交付）・国土交通大臣の審査を経て、一級建築士名簿に登録。免許証を交付。

（名簿に登録する事項）第三条

- 一 登録番号及び登録年月日
- 二 氏名、生年月日及び性別
- 三 一級建築士試験合格の年月及び合格証書番号
- 四 戒告、業務停止又は免許の取消しの処分及び処分を受けた年月日
- 五 法定講習を修了した年月日及び当該講習の修了証の番号
（構造一級建築士、設備一級建築士、管理建築士の講習が対象）
- 六 法定講習を修了した年月日及び当該講習の修了証の番号（建築士定期講習 が対象）
- 七 構造設計一級建築士証若しくは設備設計一級建築士証の交付を受けた年月日
- 八 構造設計一級建築士証若しくは設備設計一級建築士証の返納を行つた年月日

（登録事項の変更）第四条

- ・一級建築士は、登録事項に変更を生じた場合においては、その変更を生じた日から30日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- ・国土交通大臣は、前項の届出があつた場合においては、名簿を訂正する。

（免許証の書換え交付）第四条の二

- ・一級建築士免許証（「免許証」）又は一級建築士免許証明書（「免許証明書」）に記載され

た事項に変更があつたときは、免許証の書換え交付を申請しなければならない。

2 一級建築士免許証用写真を貼付した免許証書換え交付申請書、免許証又は免許証明書を添え、国土交通大臣に提出しなければならない。

3 国土交通大臣は、前項の規定による申請があつた場合においては、免許証を書き換えて、申請者に交付する。

(免許証の再交付) 第五条

・免許証又は免許証明書を汚損し又は失つた場合

一級建築士免許証用写真を貼付した免許証再交付申請書にその事由を記載し、汚損した場合にあってはその免許証又は免許証明書を添え、国土交通大臣に提出しなければならない。

2 国土交通大臣は、申請があつた場合、申請者に免許証を再交付する。

3 一級建築士は、免許証の再交付を申請した後、失つた免許証又は免許証明書を発見した場合においては、発見した日から10日以内に、国土交通大臣に返納しなければならない。

(免許の取消しの申請及び免許証等の返納) 【ここでは省略します】

建築士免許関係諸手続きに必要な書類

(一級・二級・木造すべて申請窓口は(一社)石川県建築士会です。)

一級建築士免許

■ 一級建築士免許証再交付申請(汚損・亡失による再発行)【連合会ホームページ>>再交付申請 参照】

- 一級建築士免許証・免許証明書 再交付申請書
- 一級建築士住所等の届出(B)
- 一級建築士免許証(免許証明書)の写し(汚損の場合)
- 証明写真2枚 (1と2に貼付)
 - ・6ヶ月以内撮影のもの
 - ・無帽・無背景・正面上3分身
 - ・縦45mm×横35mm(パスポートサイズ)
- 申請手数料払込受付証明書(郵便局所定の用紙でも可) 5,900円(非課税)
- 6. 本人であることが確認出来る運転免許証等の公的証明書(提示)
- 7. 法定講習(建築士定期講習等)の受講修了証コピー【法定講習受講履歴の記載を希望する方のみ】
- 一級建築士免許証(免許証明書)の原本(汚損の場合のみ提示、亡失は除く。免許証明書交付時に交換)
- 印鑑(認印可)

■ 一級建築士免許証登録事項変更届・書換え交付申請【連合会ホームページ>>登録事項変更届・書換え交付申請 参照】

免許証又は免許証明書の ①氏名 ② 生年月日 ③性別 のいずれかに変更があつた場合は、変更があつた日から30日以内に、現在お住まいの都道府県の建築士会へ申請者本人が届け出てください。

免許証明書を作り替える記載事項の項目は、氏名、顔写真、法定講習受講履歴です。

次の場合はこの変更事項に該当します。

- ・新たに旧姓や通称名の併記を希望する場合(ただし旧姓のみ・通称名のみを登録者名に使用することはできません。)
- ・現在記載されている氏名の新字体漢字を、旧字体に変更を希望する場合
- ・現在記載されている旧姓や通称名の併記を削除する場合(旧姓・通称名の削除のみの場合は、住民票の写しは不要です。)

1. 一級建築士登録事項変更届・書換え交付申請書

2. 一級建築士住所等の届出(B)

3. 本籍記載のある住民票の写し(原本)、マイナンバー記載のないもの、発行の日から6カ月以内のもの

外国籍の方の場合は、住所地の市区町村長の発行する「住民票の写し(国籍の記載を含む)」原本

(発行の日から6カ月以内のもの)

4. 一級建築士免許証(免許証明書)のコピー

5. 証明写真2枚 (1と2に貼付)

- ・縦45mm×横35mm
- ・無帽・無背景
- ・正面上3分身・6ヶ月以内撮影のもの
- ・2枚同じもの

6. 申請手数料払込受付証明書(郵便局所定の用紙でも可) 5,900円(非課税)

7. 本人であることが確認出来る運転免許証等の公的証明書(対面申請の場合は提示)

8. 法定講習受講修了証（建築士定期講習等）コピー【法定講習受講履歴の記載を希望する方のみ】

- 一級建築士免許証（免許証明書）の原本（提示）
- 法定講習受講修了証（建築士定期講習等）原本（提示、窓口確認）
- 印鑑（認印可）

■ 住所等の届出（住所の変更・勤務先の変更又はその所在地の変更）【連合会ホームページ>>住所等の届出 参照】

1. 一級建築士住所等の届出

郵送受付の場合、下記を同封すること

- ① 一級建築士住所等の届出
- ② 一級建築士免許証（免許証明書）のコピー
- ③ 本人であることが確認出来る運転免許証等の公的証明書（対面申請の場合は提示）のコピー

☆ 一級建築士の住所等の変更届出については、オンラインによる申請受付を行っています。

■ 死亡届・失踪宣告届【連合会ホームページ>>死亡届・失踪宣告届 参照】

1. 一級建築士死亡届、一級建築士失踪宣告届
2. 本籍記載のある住民票の写し（原本、発行の日から6ヶ月以内のもの）
外国籍の方の場合は、住所地の市区町村長の発行する国籍の記載のある住民票の写し（原本、発行の日から6ヶ月以内のもの）
3. 一級建築士免許証（免許証明書）原本
届出義務者（戸籍法による届出義務者）が確認出来る運転免許証等の公的証明書
・対面申請の場合は提示、郵送申請の場合はコピーを同封。

- 印鑑

☆ 一級建築士の死亡・失踪宣告届の届出については、オンラインによる申請受付を行っています。

■ 免許取消申請（建築士法 第9条 参照） 本人による届け出が必須。【連合会ホームページ>>免許取消申請 参照】

1. 一級建築士免許取消申請書
 2. 住民票の写し（原本）
 3. 一級建築士免許証（免許証明書）（原本）
 4. 本人であることが確認出来る運転免許証等の公的証明書（対面申請の場合は提示）のコピー
- 印鑑（認印可）

■ 建築士法第8条の2第2号の届出。本人による届け出が必須。（建築士法 第7条二、三参照）

1. 一級建築士に係る建築士法第8条の2第2号の届出
 2. 本籍記載のある住民票の写し【原本】（発行の日から6ヶ月以内のもの）
 3. 一級建築士免許証（免許証明書）原本
 4. 本人であることが確認出来る運転免許証等の公的証明書（提示）
- 印鑑（認印可）持参

住所等の届出以外は、原則本人が窓口へ持参してください。郵送による申請は不可となっています。住所等の届出、死亡届、失踪宣告届、免許取り消しの申請はオンライン申請が可となっています。

やむを得ない事情がある場合、申請・免許証受領のいずれかを代理人に委任することが出来ます。この場合、必要書類に加え以下を持参してください。

- ① 所定の委任状
- ② 申請者の身分証コピー
- ③ 代理人の身分証（提示）
- ④ 印鑑

※ 一級建築士免許に関する届出書類は（公社）日本建築士会連合会のホームページよりダウンロードすることができます。

(<http://www.kenchikushikai.or.jp/touroku/>)

二級・木造建築士免許

■ 二級・木造建築士免許証明書再交付申請（汚損・亡失による再発行）

1. 二級・木造建築士免許証明書再交付申請書（別記様式第5号）（用紙はホームページに掲載）
 2. 二級・木造建築士住所等の届出（別記様式第3号、第3号の2）
（石川県外居住者は2枚、うち1枚を居住地の都道府県へ提出する。）
 3. 建築士免許証明書写真票（用紙はホームページに掲載）
 4. 申請手数料払込受付証明書（郵便局所定の用紙使用）または申請手数料（現金持参可） 5,900円（非課税）
 5. 二級・木造建築士免許証（免許証明書）の写し（汚損の場合）
 6. 証明写真2枚（1と3に貼付）
 - ・ 6ヶ月以内撮影のもの（裏面に氏名、撮影年月日記入）
 - ・ 無帽・無背景・正面上3分身
 - ・ 縦45mm×横35mm ・ 2枚同じもの
 7. 法定講習（建築士定期講習）受講修了証
- 本人であることが確認出来る運転免許証等の公的証明書（提示）
 - 二級・木造建築士免許証（免許証明書）の原本（汚損の場合のみ提示、亡失は除く。免許証明書交付時に交換）
 - 印鑑

■ 二級・木造建築士免許証登録事項変更届（氏名等、免許証・免許証明書記載事項の変更）

1. 二級・木造建築士登録事項変更届（別記様式第4号）（用紙は、石川県建築士会ホームページに掲載）
2. 二級・木造建築士住所等の届出（別記様式第3号または第3号の2）
（石川県外居住者は2枚、うち1枚を居住地の都道府県へ提出する）
3. 建築士免許証明書写真票（別記様式第7号）（用紙は石川県建築士会ホームページに掲載）
4. 戸籍謄本又は抄本原本（発行の日から3ヶ月以内のもの。本籍地を二度以上変更した者は、それまでの本籍地にて発行する除籍証明が必要）
外国籍の方の場合は戸籍謄（抄）本に代えて、住所地の市区町村長の発行する国籍の記載のある住民票の写し（原本）（発行の日から3ヶ月以内のもの）

5. 申請手数料払込受付証明書（郵便局所定の用紙使用）または申請手数料（現金持参可） 5,900円（非課税）
 6. 二級・木造建築士免許証（免許証明書）の写し
 7. 証明写真2枚（1と3に貼付）
 - ・ 6ヶ月以内撮影のもの（裏面に氏名、撮影年月日記入）
 - ・ 無帽・無背景・正面上3分身
 - ・ 縦45mm×横35mm ・ 2枚同じもの
 8. 法定講習受講修了証（建築士定期講習等）の写し提出（原本提示）
【法定講習受講履歴の記載を希望する方のみ】
- 本人であることが確認出来る運転免許証等の公的証明書（提示）
 - 二級・木造建築士免許証（免許証明書）の原本（提示。免許証明書交付時に交換）
 - 印鑑

■ 二級・木造建築士免許証書換え交付申請（顔写真の変更・法定講習受講履歴の書換え）

1. 二級・木造建築士免許証書換え交付申請書（別記様式第15号）
（用紙は、石川県建築士会ホームページに掲載）
 2. 二級・木造建築士住所等の届出（別記様式第3号または第3号の2）
（石川県外居住者は2枚、うち1枚を居住地の都道府県へ提出する）
 3. 建築士免許証明書写真票（別記様式第7号）
 4. 申請手数料払込受付証明書（郵便局所定の用紙使用）または申請手数料（現金持参可） 5,900円（非課税）
 5. 二級・木造建築士免許証（免許証明書）の写し
 6. 証明写真2枚（1と3に貼付）
 - ・ 6ヶ月以内撮影のもの（裏面に氏名、撮影年月日記入）
 - ・ 無帽・無背景・正面上3分身
 - ・ 縦45mm×横35mm ・ 2枚同じもの
 7. 法定講習受講修了証（建築士定期講習等）の写し提出（原本提示）【法定講習受講履歴の記載を希望する方のみ】
- 本人であることが確認出来る運転免許証等の公的証明書（提示）
 - 二級・木造建築士免許証（免許証明書）の原本（提示。免許証明書交付時に交換）
 - 印鑑

■ 住所等の届出（住所・本籍の変更、勤務先の変更又はその所在地の変更）

1. 二級・木造建築士住所等の届出（別記様式第3号または第3号の2）（用紙は、石川県建築士会ホームページに掲載）
- 本人であることが確認出来る運転免許証等の公的証明書（提示）
 - ・郵送受付の場合、下記を同封すること
- ① 二級・木造建築士住所等の届出（石川県外居住者は2枚、うち1枚を居住地の都道府県へ提出する）
 - ② 二級・木造建築士免許証（免許証明書）のコピー
 - ③ 本人であることが確認出来る運転免許証等の公的証明書のコピー

■ 死亡・失踪宣告届

1. 二級・木造建築士死亡（失踪宣告）届書（別記様式第10号）（用紙は、石川県建築士会ホームページに掲載）
 2. 本籍記載のある住民票（除票）の写し【原本】（発行の日から3ヶ月以内のもの）
外国籍の方の場合は、住所地の市区町村長の発行する「住民票の写し（国籍の記載を含む）」原本
（発行の日から3ヶ月以内のもの）
 3. 二級・木造建築士免許証（免許証明書）原本
- 届出義務者（戸籍法による届出義務者）が確認出来る運転免許証等の公的証明書（提示）
 - 印鑑

■ 免許取消申請

1. 二級・木造建築士免許取消申請書（別記様式第9号）（用紙は、石川県建築士会ホームページに掲載）
 2. 本籍記載のある住民票の写し【原本】（発行の日から3ヶ月以内のもの）
外国籍の方の場合は、住所地の市区町村長の発行する「住民票の写し（国籍の記載を含む）」原本
（発行の日から3ヶ月以内のもの）
- 本人であることが確認出来る運転免許証等の公的証明書（提示）
 - 印鑑

■ 建築士法第8条の2第2号の届出

1. 二級・木造建築士の刑罰に関する届書（別記様式第8号）

用紙は、石川県建築士会ホームページに掲載）
 2. 本籍記載のある住民票の写し【原本】（発行の日から3ヶ月以内のもの）
外国籍の方の場合は、住所地の市区町村長の発行する「住民票の写し（国籍の記載を含む）」原本
（発行の日から3ヶ月以内のもの）
 3. 二級・木造建築士免許証（免許証明書）原本
- 本人であることが確認出来る運転免許証等の公的証明書（提示）
 - 印鑑

住所等の届出以外は、原則申請者本人が窓口へ持参してください。郵送による申請は不可とします。

やむを得ない事情がある場合、申請・免許証受領のいずれかを代理人に委任することが出来ます。

この場合、必要書類に加え以下を持参してください。

- ① 所定の委任状
- ② 申請者の身分証コピー
- ③ 代理人の身分証（提示）
- ④ 印鑑

※ 二級・木造建築士免許に関する届出書は（一社）石川県建築士会のホームページよりダウンロードすることが出来ます。
(<http://www2.odn.ne.jp/~aaw76880/>)